

副本

令和6年(ワ)第134号 自衛隊名簿提供違憲訴訟

原告

被告 国 ほか1名

被告国第1準備書面

令和6年9月30日

奈良地方裁判所民事部合議1係 御中

被告国指定代理人

西脇伸 

酒井悠 

降旗沙哉佳 

河野大樹 

岸野友子 

前田真一 

佐竹信哉 

柴田広輝 

鶴岡俊樹 

倉田智之 

秋場秀史 

奥 田 和 

井 上 靖 

小 倉 海 

田 口 武 

倉 田 崇 

小 濱 剛 

得 能 博 

木 内 明 

坂 口 雅 

馬 場 拓 

佐 藤 美 

齋 藤 由 

菅 原 大 

小 野 慎 

八 木 和 

川 添 裕 

(目次)

第1	請求の原因に対する認否	4
第2	事案の概要	7
第3	関係法令等	7
第4	事実経過	12
1	令和3年度までの被告奈良市による奈良地本に対する自衛官等募集のための個人4情報の提供方法	12
2	令和2年2月18日付け閣議決定	12
3	令和3年2月5日付け防衛省人事教育局人材育成課長及び総務省自治行政局住民制度課長による通知(甲第3号証)	12
4	奈良地本による被告奈良市に対する本件募集対象者に係る個人4情報の提出依頼(令和4年12月8日、甲第4号証)	13
5	本件覚書の締結(令和5年1月30日、甲第7号証)	13
6	本件受領行為	14
7	奈良地本による本件募集行為	14
8	本件名簿の破棄	14
第5	被告国の主張	14
1	国賠法1条1項所定の違法性の判断枠組み	14
2	本件覚書締結行為及び本件受領行為が国賠法1条1項の適用上違法とはいえないこと	16
3	本件募集行為が国賠法1条1項の適用上違法とはいえないこと	20
4	結論	21
第6	原告の求釈明に対する回答	21
第7	結語	24

被告国は、本準備書面において、訴状記載の請求の原因に対し、令和6年7月2日付け被告国の答弁書（以下「被告国答弁書」という。）で認否を留保していた部分について現時点で可能な範囲で認否し（後記第1）、事案の概要（後記第2）、関係法令等（後記第3）及び事実経過（後記第4）について述べた上で、被告国の主張を明らかにする（後記第5）。また、令和6年8月2日付け原告の第1準備書面（以下「原告第1準備書面」という。）及び同日付け原告の準備書面（2）（以下「原告第2準備書面」という。）の各求釈明事項につき、必要と認める限度で回答する（後記第6）。

なお、略語等は、本書面で新たに定めるもののほかは、従前の例による。

第1 請求の原因に対する認否

1 「第1 当事者」について（訴状4ページ）

(1) 「1」について

原告の年齢、被告奈良市が原告に係る個人4情報を奈良地本に提供した事実及び奈良地本が原告宛てに募集案内の郵便はがきを送付した事実については、原告の令和5年当時の奈良市内での居住の事実及び生年月日が確認でき次第認否を行う予定であり、それまでは引き続き認否を留保する（これら事実を積極的に争うものではない。）。

なお、奈良地本が被告奈良市から提供を受けた本件募集対象者に係る個人4情報が記載された名簿は、同年1月30日付けで奈良地本と被告奈良市との間で締結した「奈良市自衛官等募集に係る住民基本台帳の一部の写しの提供に関する覚書」（甲第7号証。以下「本件覚書」という。）11条に基づき破棄済みであり、現時点で、同名簿に原告についての記載があったかどうかは確認できない。

(2) 「2」及び「3」について

奈良地本が被告奈良市から原告に係る個人4情報の提供を受けた事実につ

いては、前記(1)と同様、引き続き認否を留保する（この事実を積極的に争うものではない。）。

この点、令和6年6月28日付け被告奈良市の答弁書（以下「被告奈良市答弁書」という。）には、訴状の上記部分について認める旨の記載があるが（同答弁書1ページ）、被告奈良市においても、原告が本件募集対象者に含まれていることを把握できているわけではない。

2 「第4 高校卒業予定者に対する職業紹介の規制と自衛隊への適用」の「3」について（訴状11ページ）

第3段落につき、原告が令和5年7月上旬に未成年であった事実、原告宛てに募集案内の郵便はがきを送付された事実については、前記1(1)と同様、引き続き認否を留保する（この事実を積極的に争うものではない。）。

3 「第6 違法性」の「2 被告奈良市による個人情報提供の違法性」について（訴状20ないし29ページ）

(1) 「(1)」について

おおむね認めるが、奈良市個人情報保護条例（令和4年12月23日条例第49号により廃止前のもの。以下「本件条例」という。）は、プライバシー権を具体化するとの趣旨のみから制定されたものではない。

(2) 「(2)」について

ア 第1段落ないし第3段落（「本件条例は」から「である。」まで）について

被告奈良市が奈良地本に対し、原告に係る個人4情報を提供した事実については、前記1(1)と同様、引き続き認否を留保し、その余は認める。

イ 第4段落（「本件名簿提供」から「問題となる。」まで）について

「本件名簿提供について、被告奈良市は、（中略）住民基本台帳法第11条第1項に基づくとしている」との点につき、被告奈良市が、令和5年4月25日の市民環境委員会において、「現時点では、住民基本台帳法1

1条1項に基づき提供している」と答弁した事実の限度で認める（甲第18号証5ページ）。

「それに基づき」という点が、本件覚書「に基づき」という意味であれば認めるが、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）11条1項に基づくという意味であれば争う。被告奈良市は、上記市民環境委員会において、「覚書は（中略）自衛隊法施行令第120条に基づく自衛官及び自衛官候補生の募集のため、住民情報の提供及び当該住民情報に含まれる個人情報情報の適切な保護を図るため等の取扱いを定めたものである」との答弁も行っている（甲第18号証2ページ）。

(3) 「(3)」について

原告の意見ないし評価にわたるものであり、認否の限りでない。

(4) 「(4)」について

ア 第1段落（「被告奈良市は」から「した（甲18）。」まで）について
被告奈良市が、令和5年4月25日の市民環境委員会において、「現時点では、住民基本台帳法11条1項に基づき提供している」と答弁をしたことは認める（甲第18号証5ページ）。

イ 第2段落及び第3段落（「しかし、」から「できない。」まで）について

住基法11条1項が、住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する規定であること、同法12条の2が、国の機関が市町村長に対して住民票の写し等の交付の請求ができる場合に関する規定であることは認め、その余は原告の意見ないし評価にわたるものであり、認否の限りでない。

(5) 「(5)」について

ア 第1段落（「上述のとおり、」から「ないとする。」まで）について
認める。

イ 第2段落及び第3段落（「しかし、」から「ものではない。」まで）に

ついて

自衛隊法 97 条 1 項及び同施行令 114 条ないし 120 条の規定内容の
限度で認め、その余は争う。

ウ 第 4 段落及び第 5 段落（「また、」から「なり得ない。」まで）につい
て

争う。

(6) 「(6)」について

専ら被告奈良市に対する請求に関するものであり、認否の限りでない。

(7) 「(7)について」

否認ないし争う。

第 2 事案の概要

本件は、原告が、被告国及び被告奈良市（以下、併せて「被告ら」とい
う。）が、本件覚書を締結し（以下「本件覚書締結行為」という。）、これに
基づき、被告国が、被告奈良市から、令和 6 年度の自衛官及び自衛官候補生
（以下「自衛官等」という。）の募集のために、原告に係る個人 4 情報の提供
を受けて受領し（以下「本件受領行為」という。）、被告国が、原告に対し、
自衛官等の募集案内の郵便はがきを送付して原告に係る個人 4 情報を利用した
（以下「本件募集行為」という。）との一連の行為が、国家賠償法（以下「国
賠法」という。）1 条 1 項の適用上違法であり、これらの行為により精神的苦
痛を被ったとして、同項に基づき被告らに対して損害賠償を請求する事案であ
る。

第 3 関係法令等

1 自衛隊法関係

(1) 地方協力本部の事務等について

ア 自衛隊法

自衛隊法24条1項は、「陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の機関の種類は、次のとおりとする。」と規定し、4号において、「地方協力本部」を規定する。

そして、自衛隊法29条1項は、「地方協力本部においては、地方における渉外及び広報、自衛官及び自衛官候補生の募集その他防衛大臣の定める事務を行う。」と規定する。

イ 自衛隊法施行令

自衛隊法施行令48条は、1項において、「陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の機関として、自衛隊地方協力本部を置く。」と規定し、2項において、「自衛隊地方協力本部の名称及び位置は、次の表のとおりとし、自衛隊地方協力本部は、同表の担当区域の欄に掲げる区域内において、法第29条第1項に規定する事務を行うものとする。」と規定する。なお、同別表において、奈良地本は、奈良市に位置し、奈良県を担当区域とするものと規定されている。

また、自衛隊法施行令49条は、「本章に定めるもののほか、機関の内部組織その他機関に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。」と規定する。

ウ 自衛隊地方協力本部の組織等に関する訓令（丙第1号証。以下「地方協力本部訓令」という。）

防衛大臣（平成19年1月以前は防衛庁長官）は、自衛隊法29条及び自衛隊法施行令49条等に基づき、地方協力本部訓令を定め、同訓令1条柱書きにおいて、「自衛隊地方協力本部（中略）においては、次の事務をつかさどる。」とした上、「(1)部外との連絡及び協力に関すること」、「(2)広報に関すること」、「(3)自衛官、自衛官候補生、予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生、陸上自衛隊高等工科学校の生徒及び自衛隊法第98条1項の規定により学資

金を貸与される者（以下「自衛官等」という。）の募集に関する事、
「(4)予備自衛官及び予備自衛官補の人事、人事記録、招集及び手当等に関する事」、
「(5)即応予備自衛官の招集等に関する事」、
「(6)自衛官再就職援護業務の実施に関する事」、
「(7)その他防衛大臣から特に命ぜられた事項に関する事」と定めている。

(2) 自衛官等の募集に関する事務について

ア 自衛隊法

自衛隊法97条1項は、「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。」と規定する。

イ 自衛隊法施行令

自衛隊法施行令114条ないし120条は、自衛隊法97条1項に基づき、都道府県知事及び市町村長が行う自衛官等の募集に関する事務について、下記のとおり規定している。これらの規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務は、第1号法定受託事務である（地方自治法2条9項1号、同施行令1条、同施行令別表第1）。

(7) 募集期間の告示

自衛隊法施行令114条は、「二等陸士として採用する陸上自衛官（第117条において「二等陸士」という。）又は陸上自衛隊の自衛官候補生の募集期間は、防衛大臣の定めるところに従い、都道府県知事が告示するものとする。」と規定する。

(4) 応募資格の調査及び受験票の交付

自衛隊法施行令115条は、1項において、「市町村長は、前条の募集期間内にその管轄する市町村の区域内に現住所を有する者から志願票の提出があつたときは、その志願者が防衛省令で定める応募年齢に該当し、かつ、法第38条第1項に規定する欠格事由に該当しないかどうか

を調査し、応募資格を有すると認めた者の志願票を受理するものとする。」と規定し、2項において、「市町村長は、前項の志願票を受理したときは、これを当該市町村を包括する都道府県の区域を担当区域とする地方協力本部の地方協力本部長に送付し、これらの者と試験期日及び試験場について協議の上、志願者に受験票を交付するものとする。」と規定する。

(ウ) 応募資格の調査の委嘱

自衛隊法施行令116条は、「市町村長は、前条第1項の志願者の本籍が当該市町村にない場合には、同条同項の調査を志願者の本籍がある市町村の市町村長に委嘱することができる。」と規定する。

(エ) 試験期日及び試験場の告示等

自衛隊法施行令117条は、1項において、「都道府県知事は、当該都道府県の区域を警備区域とする方面総監と協議して二等陸士又は陸上自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を定め、これを告示するものとする。」と規定し、2項において、「都道府県知事は、自衛隊が管理する場所、施設又は器具（以下この項において「場所等」と総称する。）以外の場所等を二等陸士又は陸上自衛隊の自衛官候補生の採用試験のため使用しようとする場合には、都道府県知事の管理する場所等又は他の者の管理する場所等をその管理者と協議の上、自衛隊に使用させるものとする。」と規定する。

(オ) 海上自衛官、航空自衛官等の募集事務

自衛隊法施行令118条は、「都道府県知事及び市町村長は、第114条から前条までの規定の例により、二等海士として採用する海上自衛官若しくは二等空士として採用する航空自衛官又は海上自衛隊若しくは航空自衛隊の自衛官候補生の募集に関する事務を行う。」と規定する。

(カ) 広報宣伝

自衛隊法施行令119条は、「都道府県知事及び市町村長は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関する広報宣伝を行うものとする。」と規定する。

(※) 報告又は資料の提出

自衛隊法施行令120条は、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と規定する。

2 個人情報保護法

個人情報保護法69条1項は、「行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」と規定する。

3 本件条例（甲第17号証）

本件条例8条は、1項柱書きにおいて、「実施機関（引用者注：市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会等を指す（本件条例2条1号））は、利用目的の範囲を超えた当該実施機関以外のものへの保有個人情報の提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。」とした上、外部提供ができる場合について、「法令等に定めがあるとき」（1号）、「本人の同意があるとき又は本人に提供するとき」（2号）、「出版、報道等により公にされているとき」（3号）、「個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急やむを得ないと認められるとき」（4号）、「国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は当該実施機関以外の市の機関に提供する場合であつて、当該保有個人情報を提供することに相当の理由があり、かつ、当該保有個人情報の提供によって本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき」（5号）、「前各号に掲げる場合のほか、市民の福祉の向上又は公益上の必要があり、かつ、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそ

れないと認められるとき」(6号)を規定する。

また、本件条例8条は、2項において、「実施機関は、前項第6号の場合において、外部提供をしようとするときは、あらかじめ、奈良市個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない」と規定し、3項において、「実施機関は、保有個人情報を実施機関以外のものに提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受けるものに対し、当該保有個人情報の使用目的、使用方法等に係る制限を付し、又は適切な取扱いを確保するための措置を講ずることを求めなければならない。」と規定する。

第4 事実経過

1 令和3年度までの被告奈良市による奈良地本に対する自衛官等募集のための個人4情報の提供方法

奈良地本は、令和3年度までは、住基法11条1項に基づき、被告奈良市が備える住民基本台帳のうち個人4情報に係る部分を閲覧して書き写す方法で、募集対象者に係る個人4情報の提供を受けていた(甲第6号証1枚目)。

2 令和2年12月18日付け閣議決定

内閣は、令和2年の地方分権改革に関する提案募集において、自衛官等の募集に関する事務について、住民基本台帳のうち個人4情報に係る部分の写しを被告国に提出できることの明確化について提案があったことを踏まえ、令和2年12月18日、「自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要な資料の提出を防衛大臣から求められた場合(自衛隊法97条1項及び同法施行令120条)については、市区町村長が住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。」とする「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」を閣議決定した(甲第2号証及び甲3号証)。

3 令和3年2月5日付け防衛省人事教育局人材育成課長及び総務省自治行政局

住民制度課長による通知（甲第3号証）

防衛省人事教育局人材育成課長及び総務省自治行政局住民制度課長は、令和3年2月5日付けで、各都道府県市区町村に対し、「自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について（通知）」を發出し、地方自治法245条の4第1項に基づく技術的助言である旨申し添えた上で、「1 自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる情報（氏名、住所、生年月日及び性別をいう。）に関する資料の提出は、自衛隊法第97条第1項に基づく市区町村の長の行う自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務として自衛隊法施行令第120条の規定に基づき、防衛大臣が市区町村の長に対し求めることができること。」、「2 上記の規定の募集に関し必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないこと。」を通知した。

4 奈良地本による被告奈良市に対する本件募集対象者に係る個人4情報の提出依頼（令和4年12月8日、甲第4号証）

奈良地本は、令和4年12月8日、被告奈良市に対し、「自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者情報の提出について（依頼）」を發出し、利用目的を「自衛官及び自衛官候補生の募集事務の遂行のため」とし、自衛官等の募集に関し必要となる本件募集対象者の個人4情報が記載された資料の提出を依頼した。

5 本件覚書の締結（令和5年1月30日、甲第7号証）

奈良地本及び被告奈良市は、令和5年1月30日、「自衛隊法施行令第120条に基づく自衛官及び自衛官候補生の募集（中略）のための住民情報（引用者注：住民基本台帳の一部の写し）の提供及び当該住民情報に含まれる個人情報適切な保護を図るため」（1条）、本件覚書を締結した。

同覚書は、2条において、「甲（引用者注：被告奈良市。以下同じ。）は、乙（引用者注：奈良地本。以下同じ。）から自衛隊法施行令第120条に基づ

く住民情報の提出依頼を受け、依頼された住民情報の内容が本業務（引用者注：自衛官等の募集）に必要と認めた場合に限り、住民情報を乙に提供する。」と定め、3条において、「前条の規定により提供する住民情報は、甲が保有する住民情報のうち、乙が指定する年齢範囲の者（日本国籍を有する者に限る。）の住所、氏名、生年月日及び性別とする。」と定め、4条において、「第2条の規定による住民情報の提供は、紙媒体により行うものとする。」と定め、11条において、「乙は、甲から提供された住民情報の利用が終了した際は、当該紙媒体を2次利用出来ないよう確実に破棄するとともに、紙媒体から作成した電子データ等についても利用できないよう削除すること。」と定めていた。

6 本件受領行為

奈良地本は、令和5年2月、被告奈良市から、本件募集対象者のうち、自衛隊への情報提供を望まない者のための除外申請制度に基づいて除外申請手続を行った者を除く者の個人4情報が記載された名簿（以下「本件名簿」という。）について、紙媒体で提供を受けた。

7 奈良地本による本件募集行為

奈良地本は、令和5年7月上旬頃、本件名簿に記載されている各対象者に対し、自衛官等の募集案内の郵便はがき（甲第9号証の1及び2と同一の書式のもの。以下「本件募集案内はがき」という。）を送付した。

8 本件名簿の破棄

奈良地本は、令和5年12月頃、シュレッダーを用いて本件名簿を破棄した。

第5 被告国の主張

1 国賠法1条1項所定の違法性の判断枠組み

国賠法1条1項は、「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、

国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」と規定する。

そもそも、公権力の行使は、法令の定める一定の要件と手続の下で国民の権利を侵害することが許容されているから、権利ないし法益の侵害をもって直ちにこれを違法とすることはできず、国賠法1条1項にいう「違法」とは、公権力の行使に当たる公務員が個々の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反することであると解される（職務行為基準説。最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ、最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087ページ、最高裁平成27年12月16日大法廷判決・民集69巻8号2427ページ）。

したがって、国賠法1条1項にいう「違法」が認められるためには、公務員が、権利ないし法益を侵害された個々の国民との関係において遵守すべき職務上の法的義務を負っていることを前提とし、かかる法的義務に違反したことが認められる必要がある。

すなわち、国賠法1条1項にいう違法性は、当該公務員が職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為をしたと認め得るような事情がある場合に限り、同項の適用上違法の評価を受けることになるのである（最高裁平成5年3月11日第一小法廷判決・民集47巻4号2863ページ、井上繁規・最高裁判所判例解説民事篇平成5年度（上）377ページ、最高裁平成18年4月20日第一小法廷判決・集民220号165ページ、最高裁平成19年11月1日第一小法廷判決・民集61巻8号2733ページ、最高裁令和4年9月8日第一小法廷判決・集民269号1ページ、最高裁令和5年10月26日第一小法廷判決・判例タイムズ1517号54ページ）。

そして、当該公務員の行為が国賠法1条1項の適用上「違法」であることは請求原因事実に該当するから、原告において、当該公務員の職務上の法的義務違反を基礎づける事実を主張立証しない限り、上記の「違法」は認められず、そのため、被告が国家賠償責任を負うことはない（東京高裁平成11年4月2

6日判決・訟務月報46巻3号937ページ。なお、同判決は上告棄却及び上告不受理決定が確定している（最高裁平成12年2月29日第三小法廷決定）。前掲最高裁判所判例解説民事篇平成5年度（上）114ページ）。

2 本件覚書締結行為及び本件受領行為が国賠法1条1項の適用上違法とはいえないこと

(1) 原告の主張

原告は、要旨、被告奈良市が、奈良地本に対して本件名簿を提供したことが、本件条例8条1項1号に反し、かつ、自衛隊への情報提供除外申請（以下「除外申請」という。）があることによってその違法性が阻却されるわけではないから、そのような違法な提供行為によって被告国が本件名簿を紙媒体で取得したことが違法となる旨主張する（訴状21ないし29ページ）。

(2) 被告国の主張

ア 本件条例8条1項1号は、「法令等に定めがあるとき」には、個人情報の外部提供を許容していること

前記第3の3のとおり、本件条例8条1項1号には、被告奈良市が保有する個人情報につき、「法令等に定め」がある場合には、その外部提供が許容される旨規定されているところ、被告奈良市が保有する個人情報4情報の紙媒体による外部提供が、法令等に基づくものといえる場合は適法である。

この点、原告は、本件条例8条1項1号にいう「法令等」については、明確な法令の定めがあることを前提に、かつ、高度な公益性に基づくものでなければならない旨主張するが（訴状23ページ）、この点に関する反論は、令和6年9月30日付け被告奈良市第1準備書面（以下「被告奈良市第1準備書面」という。）第3の2(2)（9ないし11ページ）のとおりであるから、これを援用する。

イ 被告奈良市は、自衛隊法97条1項及び同施行令120条に基づいて本件名簿を奈良地本に提供することができるから、「法令等に定めがあると

き」に該当すること

自衛隊法97条1項は、「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。」と規定する。同項は、自衛官等の募集については本来国が行うべき事務ではあるものの、自衛官等の募集事務の内容に照らすと、地域社会の実情や住民に関する情報に通じ（住基法3条、5条、6条参照）、かつ、住民にとって身近な行政主体である都道府県知事及び市町村長に事務の一部を行わせる方が、的確な住民情報等に基づいて、より効率的に募集事務を行うことができ、また、応募する者にとっても便宜であるとの趣旨から規定されたものである（丙第2号証164ページ参照）。

そして、自衛隊法97条1項に基づき定められた同施行令120条は、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と規定する。国が、効率的に自衛官等の募集を行うためには、地方公共団体が保有する個人4情報の提供を受ける必要があるところ、上記のとおり、自衛隊法97条1項の趣旨が、効率的な募集事務を行うために住民に関する情報に通じている地方公共団体に自衛官等の募集事務の一部を行わせることとした点にあることに照らせば、「募集に関し必要があると認めるとき」に都道府県知事又は市町村長に対して求めることができる「必要な報告又は資料の提出」には、市町村長が作成し、市町村が備えることとされている住民基本台帳（住基法3条、5条、6条）に記載されている個人4情報に係る報告又は資料の提出も当然に含まれるというべきである。

また、文言上も、自衛隊法施行令120条は、「募集に関し必要があると認めるとき」に「必要な報告又は資料の提出」を求めることができるとされているのみで、対象となる「募集」事務の範囲を限定したり、「必要

な報告又は資料」の範囲を限定する規定は存在しない。

以上からすると、防衛大臣は、自衛隊法97条1項及び同項の委任を受けた同施行令120条に基づき、自衛官等の募集に関し必要があると認めるときは、市町村長に対し、募集対象者に係る個人情報4情報を紙媒体という「資料」として提出するよう求めることができるものと解するのが相当である。

ウ 自衛隊法97条及び同施行令120条が、個人情報4情報の外部提供の根拠とならない旨の原告の主張は理由がないこと

(7) 原告の主張

原告は、①自衛隊法施行令120条は、同施行令114条ないし119条を受けて定められたものであり、これらの規定に定められた募集事務（募集期間の告示、応募資格の調査、受験票の交付、応募資格の調査の委嘱、試験期日及び試験場の告示等、広報宣伝）に関する報告及び資料の提出について定めた規定だと解釈すべきである、②自衛隊法97条1項は個人情報の取得について一切触れていないから、同施行令120条により広範な個人情報の取得が認められるという解釈は法の授権の限界を超えるとして、奈良地本が、同条に基づき、被告奈良市から、募集対象者に係る個人情報4情報の提供を受けることは許容されない旨主張する（訴状24ページ）。

(イ) 前記(ア)①の原告の主張は理由がないこと

自衛隊法施行令114条は都道府県知事による二等陸士に関する募集期間の告示を、115条は市町村長による応募資格の調査及び受験者票の交付を、116条は市町村長による応募資格の調査の委嘱を、117条は都道府県知事による試験期日及び試験場の告示等を、118条は、都道府県知事及び市町村長による海上自衛官及び航空自衛官等の募集事務を、119条は都道府県知事及び市町村長による広報宣伝をそれぞれ規定し、各規定は別個独立した募集事務について規定しているところ、

120条もまた独立した募集事務についての規定となっており、自衛官等の「募集に関し必要があると認めるとき」は、都道府県知事又は市町村長に対し、「必要な報告又は資料の提出」を求めることができると規定しているのみで、114条ないし119条の募集事務についての報告や資料の提出に限定する文言は存在しない。この点、118条には、「第114条から前条までの規定の例により」として、114条ないし117条を前提とする文言があるのに対し、120条に「114条ないし前条までの規定に係る募集事務」といった限定が付されていないことからしても、120条に基づき報告又は資料の提出を求めることができる内容について、114条ないし119条に定められた募集事務に関するものに限定する趣旨ではないことが明らかといえる。

したがって、前記(ア)①の原告の主張には理由がない。

(イ) 前記(ア)②の原告の主張は理由がないこと

自衛隊法97条1項は、自衛官等の募集に関する規定であり、募集に当たっては、募集対象者となり得るかどうかの調査が不可欠であるから、個人情報の取得に関する事務も募集に関する事務に含まれると解される。そして、前記イで述べたとおり、同項の趣旨は、住民に関する情報に通じている地方公共団体に自衛官等の募集事務の一部を行わせることによって、よりの確な住民情報等に基づき効率的に募集事務を行う点にあると解される。効率的に自衛官等の募集事務を行うためには、市町村長から個人4情報の提供を受けることが必要であるから、同施行令120条の「報告又は資料の提出」に、個人4情報の記載された資料の提出を受けることが含まれると解することは、自衛隊法97条1項の趣旨に沿うものである。加えて、原告が問題とする個人4情報は、「人が社会生活を営む上で一定の範囲の他者には当然開示されることが予定されている個人識別情報であり」、「個人の内面に關わるよう秘匿性の高い

情報とはいえない」（最高裁平成20年3月6日第一小法廷判決・民集62巻3号665ページ参照）ものであることに照らすと、同施行令120条の「報告又は資料の提出」に個人4情報の記載された資料の提出が含まれると解することが、自衛隊法97条1項の授權の範囲を超えるものとはいえない。

よって、前記(ア)②の原告の主張は理由がない。

エ 小括

以上のとおり、被告奈良市及び奈良地本が本件覚書を締結し（本件覚書締結行為）、これに基づいて被告奈良市が本件名簿を奈良地本に提供した行為は、自衛隊法97条1項及び同施行令120条の規定に基づくもので、本件条例8条1項1号の「法令等に定めがある場合」に当たるから適法であり、奈良地本が本件名簿を受領したこと（本件受領行為）も、自衛隊法97条1項及び同施行令120条に基づくものとして適法であり、奈良地本（本部長ないし職員）が、原告との関係で、職務上尽くすべき注意義務に違反したと評価し得る事情は存在しないから、国賠法1条1項の適用上違法とはならない。

3 本件募集行為が国賠法1条1項の適用上違法とはいえないこと

(1) 原告の主張

原告は、本件覚書締結行為自体が違法である以上、本件名簿提供を受けて原告に対して本件募集案内はがきを送付したことは、個人情報保護法69条1項に反し、違法である旨主張する（訴状29ページ）。

(2) 被告国の反論

前記第3の2のとおり、個人情報保護法69条1項は、行政機関は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することを禁じているところ、当該個人情報の取扱いは、利用目的に従って利用する場合であっても、当該利用目的の達成のため必要な範

圏内で行わなければならないとされる（宇賀克也「新・個人情報保護法の逐条解説」475ページ）。

この点、奈良地本が被告奈良市から入手した本件名簿の利用目的は、自衛官等の募集事務の遂行をすること（甲第4号証及び甲第7号証）にある。そして、奈良地本は、本件名簿を、本件募集対象者宛てに本件募集案内はがきを送付するために利用し、利用目的である募集事務の遂行以外の目的には利用していないから、本件募集行為は、個人情報保護法69条1項に反せず、奈良地本（本部長ないし職員）が職務上尽くすべき注意義務に違反したと評価し得る事情は存在しないから、国賠法1条1項の適用上違法とはいえない。

なお、原告は、本件覚書締結行為自体が違法である以上、自衛官等の募集が利用目的たり得ないとして、本件募集行為は個人情報保護法69条1項に違反する旨主張するが、本件覚書締結行為が違法ではないことは前記2で述べたとおりであり、原告の主張は理由がない。

4 結論

以上のとおり、本件覚書締結行為、本件受領行為及び本件募集行為は、職務上の法的義務違反と評価される余地はなく、国賠法1条1項の適用上の違法とはいえない。

第6 原告の求釈明に対する回答

1 原告第1準備書面について

(1) 求釈明事項

原告は、「被告奈良市及び被告国は、2023年2月に原告を含む募集対象者の個人4情報を紙媒体で提供した事実を認めているが、その日付がいまだに不明である。そこで、被告奈良市及び被告国は、当該紙媒体の提供が2月の何日だったのかを明らかにされたい。」旨申し立てている。

(2) 被告国の回答

前記第4の6のとおり、奈良地本が被告奈良市から本件名簿の提供を受けた時期については、令和5年2月との限度で把握しており、現時点で具体的な日付の特定は困難である。

なお、被告国は、被告奈良市が奈良地本に対し、本件募集対象者に係る個人4情報を紙媒体で提供した事実は認めているが、提供した個人4情報に原告のものが含まれていたとの事実については認否を留保している（前記第1の1及び被告国答弁書第2の1（4、5ページ））。

2 原告第2準備書面について

- (1) 訴状第4の3の第3段落について、被告国が認否を留保した点について
（原告第2準備書面第1の1及び2（2、3ページ））

ア 求釈明事項

原告は、「個人4情報の1つに「生年月日」があり、同情報に基づいて本件郵便はがきを原告に送っているのであれば、原告が未成年者か否かは必然的に判っているはずである。」旨主張し、また、「郵便はがき…を本件募集対象者宛てに郵送したこと」を認めながらも（答弁書第2の2（10）（6ページ））、「原告宛に募集案内の郵便はがきを送付されたこと」の認否を留保する」旨の認否（同第2の4（3）（8ページ））をすることは「矛盾していると思われる」などとして、いずれについても被告国の認否を明確にするよう求めている。

イ 被告国の回答

被告国答弁書第2の1（1）（4、5ページ）のとおり、被告国は、被告奈良市が、奈良地本に対し、本件募集対象者に係る個人4情報を令和6年度入隊者募集のために紙媒体で提供し、奈良地本が本件募集案内はがきを本件募集対象者宛てに送付したことは認めるものの、原告が当時本件募集対象者に含まれていたか否かを個別具体的に把握しているわけではない。被告国としては、前記第1の1のとおり、原告の令和5年当時の奈良市内

での居住の事実及び生年月日が確認でき次第、速やかに認否を明らかにする予定である。

甲9号証の1及び2を本件募集対象者に送付したことを認めると認否した趣旨は、甲9号証の1及び2と同一の書式のもを本件募集対象者に送付したことを認めるという趣旨であり、原告の氏名、住所が印字されたはがきを送付したことを認めるという趣旨ではない。

(2) 自衛隊法97条1項の「自衛官」の意義等について（原告第2準備書面第1の3及び5（3ないし5ページ））

ア 求釈明事項

原告は、「自衛隊法97条1項の「自衛官」…の意味と適用範囲の明確化は本件審理に必要不可欠である」旨主張し、「自衛隊に所属する者は全員「自衛隊員」であり、その中で階級を持ち、国際法において正規軍の兵士として扱われる者を「自衛官」という。」という点、「自衛隊は軍隊であり、自衛官は兵士である。」という点、「武力を行使する兵士には、「賭命義務」が課される。公務員の職務の中には、その職務を遂行するうえ生命の危殆に直面しうるものがあるが、自衛官には「自らの命を賭けて相手をせん滅（殺傷）する」という武力行使への服従義務がある。」という点及び「これ（注：自衛官の賭命義務）により軍隊（国家）は、特定の個人に対して自己の生命を国家のために犠牲にするよう命じることができる。」という点につき、被告国に認否を求めるとともに、被告国の見解を示すよう求めている。

イ 被告国の回答

自衛隊法97条1項の規定する「自衛官又は自衛官候補生」とは、採用後に直ちに自衛官又は自衛官候補生となる者を指すものであるが、その余の事項については、本件の争点に関連性が認められないため、回答の必要を認めない。

(3) 「自衛官」と「自衛隊員」の区別について（原告第2準備書面第1の4（4ページ））

ア 求釈明事項

被告国が、被告国答弁書第2の5(1)（8、9ページ）において、「自衛官のほかに、防衛事務官、防衛技官などがいる」と主張したことにつき、原告は、「「など」には、「防衛大学校生」、「防衛医科大学校生」、「航空学生」（中略）などが含まれ、これらは自衛隊員ではあるが、自衛官ではないと理解して間違いないか。」などと述べ、それに対する回答を求めている。

イ 被告国の回答

「航空学生」については、採用後、直ちに自衛官として任官するため、「自衛官又は自衛官候補生」に含まれる。

これに対し、「防衛大学校生」及び「防衛医科大学校生」は、採用（入校）後直ちに自衛官又は自衛官候補生となる者ではないため、「自衛官又は自衛官候補生」には含まれない。

なお、本件募集案内はがきには、自衛官等の募集に当たり、応募者の便宜のため、直ちに自衛官等となる方法に加えて、所定の学校を卒業した後に自衛官となる方法（「防衛大学校生」及び「防衛医科大学校生」）をも併せて記載したものであるところ、そのような記載を併せて行ったとしても、自衛官の募集につながるものであるため、自衛隊法97条及び同施行令120条の趣旨に反するものではない。

第7 結語

以上のとおり、原告の被告国に対する請求は理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

以上